

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (1)平成30年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続拡充を要望します。                      ①大規模な社会資本の復旧・復興には複数年にわたる予算措置が必要なことから次年度の予算編成に支障をきたさぬよう特例的な財政支援の継続の方針を早期に示すよう国に働きかけること。</p>	<p>平成28年度以降の復旧・復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費として見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。                      この政府方針に基づき、復興に必要な予算が確実に措置されるよう、平成28年度に引き続き、平成29年度も、昨年6月に県として要望を行ったところです。                      今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、必要となる財源の確実な措置を求めていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (1)平成30年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続拡充を要望します。                      ②復興交付金等の延長拡充及び効果促進事業の事務手続きの加速化。取り崩し型復興基金の柔軟な運用を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>平成28年度に引き続き、平成29年度も、昨年6月に「財源措置の充実」について提言したところですが、引き続き、まちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、用途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう、国に対し要望していきます。</p>	復興局	復興推進課、まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (1)平成30年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続拡充を要望します。                      ③被災自治体が行う東日本大震災津波被災地域における固定資産税に係る減免措置について、復興が完了するまで国による震災復興特別交付税による補てんを継続するよう働きかけること。</p>	<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する固定資産税の課税免除については、市町村長の判断で実施されていますが、平成28年度から平成32年度までの「復興・創生期間」における地方税の減収額への補てんは、基本的に震災復興特別交付税による措置が継続されることになっています。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (1)平成30年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続拡充を要望します。                      ④復興支援員、各自治体からの応援職員、任期付職員等について人員確保を継続すること。</p>	<p>事業の進捗に応じ、必要数は減少傾向にありますが、他都道府県等からの応援職員や任期付職員は、復興事業を推進する上で、依然として大きな力となっています。                      応援職員の確保に向け、引き続き、本県幹部職員が派遣元自治体を訪問し、継続的な職員派遣を要請していくほか、機会を捉えて全国に復興の現状等を発信し、継続的な支援の必要性について理解を得ていきます。                      また、任期付職員の採用を含め、引き続き、多様な方策によりマンパワー確保に努めていきます。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、復興支援員制度を活用し、県内外の人材を受入れ、「いわて復興応援隊」として任用し、被災地等の復興や地域振興に向けた取組を行っています。復興支援員制度は、県内市町村での取組も広がっており、引き続き市町村と連携し、制度を効果的に活用し、人員の確保に取り組んでいきます。                      被災市町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による任期付職員の採用・派遣などに取り組んできたところです。                      県においては、これまで任期付職員を採用し被災市町村に派遣したほか、平成30年度も任期付職員を派遣することとしています。                      また、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成27年度からは東京都において被災3県合同による任期付職員採用説明会を開催、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施、今年度は東京都等において3県の被災市町村合同による任期付職員採用説明会を初めて開催するなど、取組を強化しているところです。                      県としては、引き続き、国等に対し、復興に必要な予算の確実な措置及び人的支援の総合的な調整に係る取組の強化について要望するとともに、被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室、市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
	<p>平成28年度以降の復旧・復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費として見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。</p> <p>この政府方針に基づき、応援職員等の確保を含む復興に必要な予算が確実に措置されるよう、平成28年度に引き続き、平成29年度も、昨年6月に県として要望を行ったところです。</p> <p>今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、必要となる財源の確実な措置を求めていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む) (2)なりわいの再生について以下の点を要望します。</p> <p>①復興工事、まちづくりの遅れに合わせたグループ補助金の拡充延長を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>被災企業への支援は、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する必要があると考えており、国に対して中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を要望するとともに、既に交付決定した事業者の事業継続に支障を来たさないよう、複数年度にわたる事業実施に必要な予算措置を講じることを国に要望しているところです。</p> <p>国では、平成30年度政府予算案に、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業費149.6億円(繰越額を含む総額326.6億円)を計上しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む) (2)なりわいの再生について以下の点を要望します。</p> <p>②国と連携し、つくり育てる漁業の推進に対する支援を強化するとともに、調査研究をもとにした効果的な水産資源の造成と適正な漁獲量及び漁獲努力量の管理を一層推進すること。また、サケやサンマのような回遊魚種の資源管理については、これまで以上に国家間及び広域的な取組と連携強化を図ること。密漁などの法令違反行為に対する取り締まりの強化と厳罰化による抑止を図ること。</p>	<p>県では、水産資源を持続的に利用するため、さけ・あわびなどのつくり育てる漁業について、国と連携し種苗放流等の支援を引き続き行っていきます。</p> <p>また、漁業関係団体と県とで岩手県資源管理協議会を設立し、県内漁業者等の資源管理の取組について、資源管理計画の策定や評価検証等を関係者と連携して支援していきます。広域的な資源管理が必要な魚種については、さけなどの種苗放流への取組に加え、TAC魚種等の資源管理等、国などと連携して取組を進めていきます。</p> <p>また、県の60トン級の高速船舶である漁業取締船「はやちね」「岩鷲」を活用し、沿岸域のアワビ密漁や沖合域の違反操業等に対する取締を実施しているところであり、今後も、漁業秩序の維持等を図るため、漁業取締業務に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (2)なりわいの再生について以下の点を要望します。                      ③被災地における建設、医療介護、水産関係等多岐にわたる労働力不足対策を強化するとともに、高齢者、女性の雇用機会の拡充と外国人技能実習制度の拡充を図ること。</p>	<p>医師については、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいます。看護師については、医療人材の確保・定着のため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、修学資金の拡充や中高生を対象とした進学セミナーの開催による看護職員の養成、看護学生サマーセミナーによる県内定着促進、新人看護職員研修による早期離職の防止、労働部門とも連携した勤務環境改善の推進、看護職のキャリアに応じた資質向上研修などの実施によるキャリアアップ支援などに継続して取り組んでいます。</p> <p>また、平成27年10月から開始された「看護師等の離職時の届出制度」を活用し、潜在看護職員の再就業支援に取り組むなど、総合的な対策を継続することとしています。(B)</p> <p>介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起し、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修受講や新規採用職員への赴任に係る経費の補助、介護の仕事の魅力を発信する取組などに継続して取り組むとともに、平成30年度から介護ロボットの導入を支援するため、所要の経費を当初予算案に計上しており、介護人材の確保や業務の効率化に資する取組を推進します。</p> <p>また、県社会福祉協議会では、県の財政支援の下、介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸し付けています。</p> <p>さらに、特に人材確保が困難な沿岸被災地においては、新規採用職員用の住宅確保に要する経費への補助により、介護人材の確保を推進しています。</p> <p>今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。</p> <p>なお、介護分野における高齢者や短時間勤務を希望する女性の雇用機会の拡充としては、「介護助手」という働き方の普及啓発に取り組んでおり、また、外国人技能実習制度については、平成29年11月1日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されたことから、外国人技能実習生の受入れを希望する事業者に対する支援にも取り組んでいきます。(A)</p>	保健福祉部	長寿社会課、医療政策室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
	<p>県では、被災地域における企業の人材確保を支援するため、大手就職情報サイトを活用する企業に対して補助するなどの採用力の強化、ハローワーク等の関係機関・団体・企業と連携した面接会や企業見学会の開催等によるマッチング、若年者の職場定着支援のほか、高齢者や女性の就業ニーズに応じた雇用機会の拡充に取り組んでおり、今後さらに、高校生等に対する地元企業の情報発信を強化するとともに、企業における働き方改革の取組を一層促進するなどにより企業の人材確保を支援します。</p> <p>また、職業訓練においては、建設、保育、介護、水産加工等の分野への再就職を支援するため、地域の訓練ニーズ等を踏まえ、民間職業訓練施設を通じて職業訓練を実施しているほか、女性の再就職支援として、母子家庭の母等を対象とした職業訓練や託児サービスの付いた職業訓練を実施するなど、女性の就業支援の充実を図っています。</p> <p>さらに、沿岸被災地域の産業と雇用の復興を図るため、住宅支援費助成を盛り込んだ事業復興型雇用確保助成金を継続して実施し、企業の人材確保を支援します。</p> <p>外国人技能実習制度については、平成29年11月1日に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)が施行され、外国人技能実習制度が拡充されたところです。外国人技能実習生の技能評価に技能検定制度が活用されており、県では、今後も外国人技能実習生が適切に技能を評価できるよう技能検定を実施していくこととしています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>被災地における建設関係の労働力不足対策として、被災地以外からも労働者を確保しやすくするため、工事に従事する労働者の送迎や宿泊等に要した費用を支出実績を踏まえて計上することや、労働者宿舎の建設に係る費用を計上することなどに取り組んできているところであり、引き続き、これらの労働者確保対策を講じていきます。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、まちづくりなどの復興事業や産業復興が本格化する中で、産業人材の確保が重要な課題と認識し、高齢者や女性を含む地域内での労働力の掘り起しや地域外からの労働力の確保など、関係機関と連携して取り組んでいます。</p> <p>外国人技能実習制度の受入拡充については、受入人数枠の拡大や実習期間の延長等が盛り込まれた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成29年11月1日に施行されたところであり、県では、現場の実情に即した柔軟な運用を国に対して要望しています。</p>	復興局	産業再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (3)被災者の生活再建、生活支援について以下の点を要望します。                      ①資材費、労務費の上昇分を補てんし住宅再建を促す事を目的とした被災者生活再建支援金の拡充延長を行うよう国に働きかけること。                      また、住まいの復興給付金については家財や家電まで及ぶよう制度を拡充するよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、これまでも、国に対し被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望していますが、国では、更なる措置については、慎重な姿勢をとっています。このため、県では、復興基金を財源に市町村と共同で最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を実施していますが、引き続き国に対して被災者生活再建支援金の増額について、引き続き強く要望していきます。                      また、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長については、本支援金の事務を行う公益財団法人道府県会館と協議し、平成29年12月に、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長が必要な市町村について、平成31年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同会館と協議していきます。                      また、住まいの復興給付金については、被災者の生活再建にとって最も重要な基盤であり、かつ、最も高額な支出と考えられる住宅の再建に係る消費税負担相当額を支援する趣旨で設けられたものでありますが、その支援対象の拡充に係る国への働きかけについては、市町村の意向も踏まえながら検討していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (3)被災者の生活再建、生活支援について以下の点を要望します。                      ②被災地における路線バスの地域間幹線系統補助の激変緩和措置の継続並びに拡充を図るとともに、地域公共交通に係る積極的な支援を講ずるよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、国に対し、まちづくりが一定程度完了するまでの間、地域間幹線系統補助において「当分の間」とされている激変緩和措置を継続するとともに、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線について幅広く補助対象とするよう要望を行っているほか、バス事業者の車両購入費や市町村等が運行するコミュニティバス等の運行経費等に対する補助要件の緩和などについても要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (4)被災(移転)跡地に係る土地利用対策について                      防災集団移転促進事業等に伴う点在する被災跡地を活用したまちづくりが早期になされるよう、取組の一層の強化と、確実な予算枠の確保を国に働きかけるよう要望します。</p>	<p>移転元地活用の先進事例や様々な制度などの情報提供を行うとともに、国に対し復興交付金制度の柔軟な運用や、確実な予算枠の確保を要望していくなど、引き続き市町村の支援に取り組んでいきます。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連(平成28年台風10号被災含む)                      (5)東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について以下の点を要望します。                      福島第一原発事故に起因する放射性廃棄物、農林水産被害、賠償問題について、県民生活が一日も早く事故前の状態に戻るよう真摯に向き合い、必要な策を講ずるとともに東電にも同様の対応を促すこと。                      特に処理基準、方法が示されていない側溝土砂については、早急に方針を示すよう国に働きかけることを要望します。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。                      また、国に対しても、東京電力が完全かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。                      今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂については、国に対し処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を拡大するよう要望しているところです。                      なお、国庫補助対象外となる一時保管場所の整備に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東電に賠償を求めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産被害については、国の事業を活用し、農林水産物にかかる産地再生支援や放射性物質に汚染された農林業系副産物の一時保管に要する経費の支援のほか、風評被害を払拭するため、農林水産物の安全性にかかる正確な情報提供やPR活動を行ってきたところです。                      引き続き、国に対して全面的かつ継続的な支援を行うよう要望していくとともに、東京電力に対しても被害の実態に即した十分な賠償を行うよう要望していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ①地方創生・人口減少対策については、国の施策により全国どこでも均等にサービスが受けられる環境が大切です。地方の実情、特に被災地の実情を踏まえた柔軟かつ弾力的な地方都市支援策が講じられるよう強く要望します。</p>	<p>地方創生・人口減少対策は、地方から日本経済を再生するという視点のもと国が十分な予算を確保して大胆に施策を展開していくことと併せ、地方が地域の特性を踏まえながら自主的、主体的に施策を実行していくことが重要であることから、地方重視の経済財政政策の実施や、地方創生の推進を支える財源の確保を国に対し要望してきたところです。                      今般、国においては、平成30年度予算案で地方創生推進交付金を平成29年度と同額確保したほか、平成29年度補正予算案において、地方創生拠点整備交付金を600億円計上しましたが、地方創生・人口減少対策は長期にわたって進めていく必要があることから、今後も国に対して地方創生に係る財源の自由度向上と規模の拡大を図るよう働きかけていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ②地方版総合戦略の5年間の期間に見合った財源の確保及び、被災自治体の財政、マンパワー不足に配慮した地方創生に係る支援制度の柔軟な運用を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>地方版総合戦略の展開に当たっては、地方が地域の特性を踏まえながら自主的、主体的に施策を実行していくことが重要であることから、戦略期間に見合った財源の確保、使い勝手の良い交付金制度、財政力を考慮した配分を内容とする「地方創生の推進を支える財源の確保」を国に対し要望してきたところです。                      今般、国においては、平成30年度予算案で地方創生推進交付金を平成29年度と同額確保した上で、交付上限額の引上げ等、一部運用の弾力化を行うとともに、平成29年度補正予算案において、地方創生拠点整備交付金を600億円計上しましたが、地方創生は長期にわたって進めていく必要があることから、今後も国に対して地方創生に係る財源の自由度向上と規模の拡大を図るよう働きかけていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ③市町村における移住定住促進事業に対する独自の支援措置を講ずること</p>	<p>県では、移住者の受入環境の整備を図るために、NPO等地域団体が行う県外からの移住・定住の促進事業に対する補助や市町村が行う空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところです。                      これらの補助事業は、平成30年度においても継続して実施することとしており、引き続き、市町村等関係団体と連携しながら、移住・定住の促進に向けた取組を進めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ④乳幼児等医療費助成については全国どこの地域でも同等な水準となるよう国に医療費助成制度の創設を働きかけること。</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、これまで県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところであり、今後も引き続き要望することとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ⑤県は国に対して企業立地基盤整備に向けた地方支援策の創設を求めるとともに、各市町村の戦略に合わせた企業立地促進奨励事業費補助の対象職種の拡充を行う等、連携強化を図ること。</p>	<p>産業の集積や雇用の確保による地域経済の活性化を図る上で、企業誘致の果たす役割は極めて大きく、そのための基盤整備も重要であると認識しているところです。                      このため、県では国への要望において地方自治体が行う工業団地の造成等に対する支援を行うよう要望したところであり、今後も必要に応じて要望を継続していきます。                      また、企業立地促進奨励事業費補助金は、地域経済や雇用への効果等を勘案し、一定規模以上の投資を要件として設定しているところですが、効果的な支援となるよう、随時、必要な見直しを行い、企業立地の促進に努めています。                      なお、平成29年度から県北地域における対象業種の拡大や要件の緩和を行ったところであり、今後においても市町村や企業のニーズを踏まえ、効果的な支援の在り方について、検討していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ⑥中小企業庁岩手県よろず支援拠点の機能強化、サテライトの設置を行うこと。</p>	<p>設置機関の「いわて産業振興センター」では、商工団体や金融機関と連携して、県内事業者に対し、よろず支援拠点の周知活動を行っており、これまでに18,000件以上の相談に対応しています。また、盛岡地区以外の事業者も気軽に相談できるよう、金融機関等と連携して現地での相談会を開催しているところです。                      特に北上地区では、北上市や北上信用金庫と相談会を毎週のように開催してきており、事実上のサテライト展開となっています。                      県としても、よろず支援拠点の相談業務を通じて、事業者の売上拡大や経営改善を支援していきたいと考えており、そのためには、同拠点と商工団体、金融機関や、関係支援機関が連携を深めていくことが重要と考えているところです。                      いわて産業振興センターとともに、これまで以上に密接な連携が図られるよう、今後の対応などを引き続き検討していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 通常分 (1)地方創生・人口減少対策について ⑦ジョブカフェの機能強化や教育施策と連動した若者の地元就職と離職防止策について取組を強化すること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、学校、企業及び関係機関と連携しながら、地元企業の理解促進を図るセミナーの開催や小中高のキャリア教育支援、就職後のキャリアカウンセリング等により、職業観の醸成と職場定着支援を実施しています。 また、就業支援員による学校訪問を通じた就職支援と企業訪問を通じた定着支援を行っているところです。 今後も、関係機関と連携しながら、若者の地元就職と職場定着の支援に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分 (1)地方創生・人口減少対策について ⑧漆やホップ、養殖わかめ等特色ある地域資源や地域の特徴を活かした、産業振興と雇用の創出がなされるよう、関係部署や国、県、市町村の連携を密にし、取組を強化すること。</p>	<p>県内におきましては、企業や関係団体と市町村が一体となり、特徴的な地域資源を活用したオンリーワンの商品の開発や、競争力強化のための高付加価値化などを通じて、地域の「強み」を打ち出した取組が進んできており、このような地域の取組をさらに伸展させるため、県では、市町村や関係機関と連携し、「強み」の掘り起こしから産業化の各段階に応じた重層的な支援を進めています。 また、漆については、平成29年5月に、県や漆ゆかりの市町村、漆生産組合、漆器協同組合などを構成員とする「いわて漆振興実務者連携会議」を組織し、全県的な推進体制の強化と取組の重点化に取り組むこととしたほか、シンポジウムの開催等を通じた漆文化の魅力発信など、漆関連産業の拠点形成に向けた取組を進めています。</p>	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの
	<p>本県の漆やホップ、養殖わかめは日本一の生産量を誇り、また、この他にも短角牛、木炭など、本県は数多くの特色ある地域資源を有しています。県では、これら品目の振興にあたり、関係機関や団体等と連携しながら、補助事業の導入支援による経営基盤の強化や、技術の継承等による人材の確保に向けた取組等を進めています。 また、対外的なPRを部局横断的に取り組む「いわてまるごと売込み推進本部」において、国内外でのプロモーション活動等を積極的に展開しています。今後においても、関係機関や団体と連携を密にし、また、庁内関係部局が十分に連携しながら、オール岩手の支援体制のもとで取組を進めていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ⑨日本版DMO設立及び運営に係る財政支援と東北へのインバウンド拡大に向けた施策の推進を行うとともに、国に働きかけること。また県境を越えた広域観光施策の推進、支援を行うこと。</p>	<p>日本版DMOを核とした観光地域づくりを推進するためには、中長期的な取組を行うことが必要と認識しており、県においては、国に対して「日本版DMO」の形成と、継続的な活動を促進するため、継続的な支援策を講じるよう要望しているところです。                      また、平成29年度に、県や市町村、観光・商工関係者などで構成するいわて観光キャンペーン推進協議会にDMO推進部会を設置し、市町村が実施する「日本版DMO」の設立に向けた取組や活動を支援しています。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ⑩みちのく潮風トレイルの整備促進に向けて十分な予算が確保されるよう国に働きかけるとともに、東北観光復興対策交付金の有効活用については、県が主導して広域連携事業を構築し沿岸市町村の観光振興を図ること。</p>	<p>環境省が進めている「グリーン復興プロジェクト」のひとつである「みちのく潮風トレイル」は、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの約700キロメートルをつなぎ、地域の自然環境や暮らし、東日本大震災の痕跡、利用者と地域の人々が”交流を深める道”として、現在、その取組が各地で進められています。                      この施設は、三陸地域を南北につなぎ、地域相互の交流を深めることができるほか、その整備により地域の防災機能も高まることが大いに期待されています。                      県としては、利用者への安全確保をはじめ、快適な利用環境を提供するため、公園施設の計画的な補修に努めるとともに、十分な予算の確保や施設整備等の促進について、国へ積極的に働きかけていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、東北観光復興対策交付金を活用して、青森県、宮城県、福島県及び仙台市と連携し、東北太平洋沿岸における外国人旅行者受入れのための観光コンテンツの収集や語り部ガイドの広域連携を目的とした研修会の開催、モデルコースの作成等の取組を進めているところです。                      平成30年度においては、モデルコースを活用したファミトリップを実施し、旅行商品造成を促進するなど、引き続き沿岸地域への誘客促進を強化していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (1)地方創生・人口減少対策について                      ①公共交通の維持に向けて地域の実情に柔軟に対応できる国庫補助事業の運用を求めるとともに、デマンド交通等に広く活用できる支援制度の検討を行うこと。</p>	<p>県では、地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援する地域内フィーダー系統確保維持費補助について、地域の生活の足を確保するため、補助要件の緩和や補助上限額の拡大を行うよう、国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。                      また、地域公共交通活性化推進事業費により、市町村がデマンド交通等の実証運行を行う経費に対し支援を行っており、今後も効果的な支援のあり方を検討していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (2)地域医療、介護の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を強く要望します。                      ①地域医療構想による病床の削減については在宅医療や地域包括ケア体制の構築の進捗状況も踏まえ柔軟に対応すること。</p>	<p>地域医療構想に基づき、あるべき医療提供体制の実現に取り組む上では、御指摘のとおり地域の実情を踏まえた対応が必要と認識しています。地域医療構想は、「協議の場」での関係者の協議に基づき、医療機関の自主的な取組を基本として、病床機能の分化と連携、在宅医療等の体制整備などに取り組むことで将来のあるべき医療提供体制を実現することを目指すものであり、要望の内容も参考に「協議の場」での議論を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (2)地域医療、介護の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を強く要望します。                      ②医師の偏在解消と抜本的な医師確保対策の充実強化を図るよう国に強く働きかけること。特に全国的に減少傾向にある産婦人科、小児科医師の確保に努めること。</p>	<p>地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、その必要数を踏まえて、産婦人科・小児科の医師不足を解消する施策を充実するよう国に要望しています。                      県では、産婦人科、小児科を含めた全ての診療科で医師が不足しており、まずは、医師の絶対数を確保する必要があることから、即戦力医師の招聘や奨学金による医師の養成、関係大学への医師派遣の要請などを行い、医師の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分</p> <p>(2)地域医療、介護の充実について 地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を強く要望します。</p> <p>③看護師、介護職員等の処遇や労働環境の改善。 キャリアアップや潜在有資格者の再就職支援。福祉、介護職場のイメージアップ等医療、介護人材の確保、定着に向けた取組を強化するとともに、国に働きかけること。</p>	<p>看護師については、医療人材の確保・定着のため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、修学資金の拡充や中高生を対象とした進学セミナーの開催による看護職員の養成、看護学生サマーセミナーによる県内定着促進、新人看護職員研修による早期離職の防止、労働部門とも連携した勤務環境改善の推進、看護職のキャリアに応じた資質向上研修などの実施によるキャリアアップ支援などに継続して取り組んでいます。</p> <p>また、平成27年10月から開始された「看護師等の離職時の届出制度」を活用し、潜在看護職員の再就業支援に取り組むなど、総合的な対策を継続することとしています。</p> <p>なお、国に対しては、全国知事会を通じて、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進するよう要望しています。(B)</p> <p>介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起し、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備・改善を促すセミナーの開催、研修受講や新規採用職員への赴任に係る経費の補助、介護の仕事の魅力を発信する取組などに継続して取り組むとともに、平成30年度から介護ロボットの導入を支援するため、所要の経費を当初予算案に計上しており、介護人材の確保や業務の効率化に資する取組を推進します。</p> <p>また、平成29年度からは県の財政支援により県社会福祉協議会が実施している介護福祉士等修学資金の貸付制度の中に、離職した介護人材を対象とする再就職準備金が創設されたところです。</p> <p>今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成施設で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。</p> <p>なお、国に対しては、介護労働を取り巻く環境に鑑み、介護従事者全般に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望しており、平成30年度の介護報酬改定では、臨時改定を除き6年ぶりのプラス改定(0.54%)とされたところです。今後、関係団体との意見交換等を通じて報酬改定の影響を把握し、国に対して引き続き必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>さらに、平成29年12月8日に閣議決定された新しい経済政策パッケージの中に、「2019年10月から、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ処遇改善を行う」ことが盛り込まれたことから、今後の動向を注視していきます。(A)</p>	保健福祉部	長寿社会課、医療政策室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (2)地域医療、介護の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を強く要望します。                      ④地方が行う医療、介護人材確保対策への財政支援措置の充実を図るよう国に働きかけること。</p>	<p>団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。                      本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室、長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (2)地域医療、介護の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を強く要望します。                      ⑤被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう、国保財政基盤の拡充強化に努めるよう国に働きかけること。県における標準保険料(税)率の設定に当たっては、これまでの県内各市町村の保険料(税)率を勘案し、被保険者に不利益とならないように配慮を行うこと。</p>	<p>今般の国民健康保険制度改革により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなり、低所得者対策の1千7百億円を含め、国民健康保険に対して毎年3千4百億円の財政支援が行われることとなりました。                      しかしながら、今後も医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任の下、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引き上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働き掛けていきます。                      標準保険料率は、県と市町村との協議を踏まえた、一定の前提条件のもとに県内統一のルールにより算定するものであり、あくまで参考値となります。実際の保険税率は、県が示す標準保険料率を参考とし、市町村ごとの保険税算定方式や予定収納率、市町村個別の事情等に基づき、各市町村が決定することとなります。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (2)地域医療、介護の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を強く要望します。                      ⑥障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用者に適切な支援を推進していくと同時に市町村間における財政上の不均衡が生じないよう国に働きかけること。</p>	<p>現在、介護保険と障害福祉のいずれの制度にもあるサービスについて、事業者が両方の指定を受けやすくし、高齢の障害者が、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるようにするなど、利用者の利便性を高めることなどを目的とする、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、新たに「共生型サービス」が創設されました。                      この法律では障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所して介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設の所在市町村の介護給付費負担が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村を保険者とする内容も盛り込まれたことから、県としてはこれらの制度が適切に運用されるよう、事業者や保険者の指導等に取り組んでいきます。                      また、障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減する仕組みが設けられることとなっていることから、適切に運用されるよう、市町村や事業所への周知等に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課、障がい保健福祉課	S その他
<p>2 通常分                      (2)地域医療、介護の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を強く要望します。                      ⑦北東北3県における県境を越えたドクターヘリの広域連携運航に係る運用の柔軟化について特段の配慮を行うこと。</p>	<p>各県において整備し運航しているドクターヘリは、基本的に自県の救急要請に対応する必要があることから、ドクターヘリの広域連携については、自県ドクターヘリ優先を原則としつつ、各県のドクターヘリ運航調整委員会における議論等を踏まえ、三県間の合意により実施しているところです。                      こうした中で、地域からの要請を踏まえ、より効果的な運航の実現を図るため、三県間で協議を重ね「搭乗医師の判断で他県ヘリの出動を要請できる」、「自県防災ヘリより他県ドクターヘリへの要請を優先できる」といった運用の見直しを行い、他県のドクターヘリが柔軟に対応できることとしたところです。                      見直し後は、三県連携による出動件数は増加傾向にあり順調に実績を重ねており、今後も三県の良好な関係の下、広域連携の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ①TPPが発効された場合農業者が持続的に安心して農業に従事できる環境を確保するため、生産量の減少や価格の低下など大きな影響が予想される品目等、具体的な影響について詳細に分析の上、明らかにするよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、国に対し、国際貿易交渉に関して、十分な情報提供や万全の対応をとることなどについて、機会あるごとに要望してきたところです。                      国においては、平成29年12月に「日EU・EPA等の経済効果分析」を公表し、農林水産物の生産額が、日EU・EPAが発効された場合は600～1,100億円、TPP11が発効された場合は約900～1,500億円減少するとの試算結果が示されたところです。</p>	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ②備蓄米、飼料米などの対応は短期的なものではなく、法制化を行う等恒久的な対策をとるよう国に働きかけること。産地パワーアップ事業については、農業者の要望に応えられるよう十分な予算確保を行うこと。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。産地パワーアップ事業については、地域からの要望が多いことから、十分な予算を措置するよう、引き続き、国に要望を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ③米の生産調整については、行政の撤退に対して見直しを行い、今後における具体的な米の生産調整のあり方を示すよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、国に対し、米政策の見直し後においても、国全体で主食用米の需給の安定が図られるように、実効性のある推進体制を確立するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	C 当面は実現できないもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ④水田活用の直接支払い交付金における産地交付金については、追加配分対象の拡張や飼料用米の団地化加算要件の緩和等、地域の実情に合わせた運用を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>産地交付金の追加配分の対象の拡大については、県内の取組状況や、他の都道府県の動向を考慮し、必要な対応を検討していきます。                      また、飼料用米の団地化助成の要件緩和について、県内の中山間地域等の条件不利地域では、産地交付金のメニューとして、独自の団地化要件(1ha以上等)を設定している事例もあることから、地域農業再生協議会において助成内容の検討をお願いします。</p>	農林水産部	農産園芸課	C 当面は実現できないもの
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ⑤農地中間管理事業については、予算の確保拡充を行うよう国に働きかけること。耕作不利地の受け手確保策を講ずること。県においては地域での取組を推進するために、早い時期に市町村に対し協力金に係る予算配分額を示すこと。</p>	<p>農地中間管理事業における機構集積協力金は、農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いを進める上で重要であり、また、中山間地域の多い本県では、受け手が農地を引き受けやすくするための条件整備も必要であることから、関連予算について、国が責任を持って十分な措置を行うよう、今後も働きかけていきます。                      なお、本県では、平成27年度より、中山間地域等の狭小・傾斜地で、排水対策などの簡易な基盤整備が可能な「活力ある中山間地域基盤整備事業」を独自に予算措置するなど、条件不利地における担い手確保に努めています。                      また、機構集積協力金の国から県への予算配分額は概ね11月中旬に決まることから、県から市町村への予算配分額を11月下旬に示し、年度内の交付事務が円滑に進むよう努めています。                      今後も、11月下旬までに、県から市町村に対し、速やかに予算配分額を提示できるよう努めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ⑥農業、農村の有する多面的機能は国民全体が享受することから、日本型直接支払制度に係る費用については全額国費で負担するよう国に働きかけること。また、事業費を満額確保すること。</p>	<p>県では、国に対して、日本型直接支払制度の地方自治体の負担軽減のための地方財政措置の充実及び、必要な予算の確実な措置について要望しており、今後も満額確保に向け、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ⑦農業農村整備事業の平成30年度予算事業費の予算を地域の声に則して確保するよう国に働きかけること。</p>	<p>国においては、平成30年度当初予算概算決定額と平成29年度補正予算額を合わせて前年度を上回る額が確保されたところですが、本県においては地域からの整備要望が多く出されている中、平成29年度補正予算については必要な額が措置されたところですが、平成30年度予算についても十分な額が措置されるよう、国に要望していきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ⑧非農業者でも新規就農者となれるよう農地や住宅確保支援、農業機械購入支援等、施策の充実を図るとともに、国に働きかけること。</p>	<p>県では、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であると認識しており、県内外で就農相談会を開催しながら、農家出身を問わず、就農希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。                      農地や農業機械など初期投資については、農地中間管理事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業などのほか、岩手県農業公社の地域経営資源継承支援事業により支援しています。また、就農前の研修や経営確立時期の取組については、国の農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)により支援しています。                      今後とも、地域と連携しながら住宅の確保なども含め支援していくとともに、国に対し、事業の継続と予算の十分な措置等を要望するほか、独自の支援策についても検討していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ⑨いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の継続、拡充を行うこと。</p>	<p>本事業は、各地域で作成された「地域農業マスタープラン」の実現に向け、園芸、畜産等において、地域の中心となる経営体を育成するために必要な機械・施設の整備を支援しており、各地域からの事業実施要望も多い状況となっています。                      今後も、担い手育成や産地拡大に向け必要となる、機械・施設の整備を行うことができる事業として、他の国庫補助事業も含めた予算の確保に努めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (3)農業・農村施策について                      農業者が厳しい環境下でも、生産意欲を低下させることなく継続的に農業に従事できるよう以下の点について要望します。                      ⑩岩手県オリジナル水稲品種『銀河のしずく』と『金色の風』については、地域の栽培希望に合わせた迅速な栽培普及拡大対策を講ずるとともに、他県に負けないブランド化、販売戦略を講ずること。</p>	<p>県オリジナル水稲品種「銀河のしずく」「金色の風」については、各地域の作付要望に加え、実需者の要望等も踏まえて、計画的に作付けを拡大することとしています。                      また、両品種のブランド化に向けた取組を一層強化するため、次期「いわてオリジナル品種ブランド化戦略」を平成29年度内に策定することとしており、平成30年度以降は、この戦略に基づき、県と関係機関・団体等が一丸となった取組を展開していきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分                      (4)林業振興について 森林の持つ多面的な機能を維持し、効率的で継続的な森林経営の実現のため、以下の点を要望します。                      ①森林・林業基本計画に掲げる2015年度までに国産材自給率50%以上達成に向けた施策の強化。公共施設又は公共事業への木材の積極的な利用を図る等、国産材需要拡大施策の一層の強化・充実を図るとともに、国に働きかけること。</p>	<p>国産材の需要を拡大するためには、川上と川下が連携し、低コストで安定的な木材供給を行うとともに、需要者が求める品質の確かな木材製品を安定的に供給できる体制の整備が重要です。                      このため、県では、国庫補助事業等を活用し、林内路網の整備や木材加工流通施設整備への支援等に取り組んできたほか、国に対し、川上から川下までの取組を総合的に支援する予算を十分に確保するよう要望したところです。                      また、公共施設や公共事業への木材利用については、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、県が率先して木材利用に取り組むこととしており、市町村等に対しても、各種会議等において地域材利用の働きかけを行っています。                      今後も、公共施設や公共事業への地域材利用の拡大に向けて関係者と連携した取組を進めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (4)林業振興について                      森林の持つ多面的な機能を維持し、効率的で継続的な森林経営の実現のため、以下の点を要望します。                      ②枯死経過林除去対策を国の制度として検討するよう働きかけること。</p>	<p>県では、枯死経過木の倒木による人身被害及び施設損壊の予防、景観の保全を図ることなどを目的に、平成28年度から「いわての森林づくり県民税」を活用して「アカマツ林の広葉樹林化」を実施しているところです。                      また、「森林整備事業」の「更新伐」や「樹種転換」もアカマツ林の不良木等の伐採が可能ですが、枯死経過木も含め一体的に処理を行うことが可能な事業の創設について、平成30年1月、国に対し政策提案を行ったところです。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (4)林業振興について                      森林の持つ多面的な機能を維持し、効率的で継続的な森林経営の実現のため、以下の点を要望します。                      ③木質バイオマス発電に供する木材の収集・運搬費用などへの助成制度の創設を国に働きかけること。</p>	<p>県内では、木質バイオマス発電利用の増加等により木材需要が拡大傾向にあり、既存の製材工場等も含めた各施設が安定的に素材を調達していくためには、何より県全体の素材生産量を拡大させる取組が重要と考えています。このため県では、生産現場における高性能林業機械の導入や路網整備への支援、現場技術者の育成等による素材生産能力の向上に向けて取り組んでいるほか、林地残材等の未利用材についても、燃料用としての有効利用を促進することとしています。                      また、国に対し、川上から川下までの取組を総合的に支援する予算の十分な確保や、木質バイオマスエネルギー導入に対する財政支援の継続について、要望したところです。今後も、こうした取組を進め、素材の安定供給体制の構築に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	C 当面は実現できないもの
<p>2 通常分                      (4)林業振興について                      森林の持つ多面的な機能を維持し、効率的で継続的な森林経営の実現のため、以下の点を要望します。                      ④高齢化が進む林業担い手の安定的・継続的な確保及び育成策の推進すること。</p>	<p>県では、平成29年4月、林業の知識や技術を体系的に習得できる研修型の人材養成機関として、林業技術センターに「いわて林業アカデミー」を開講しました。                      また、「緑の雇用現場技能者育成対策事業」による林業就業ガイダンスの開催や新規就業者の経験に応じた段階的なOJT研修等を実施しています。今後とも、市町村や関係団体と一体となって、支援制度の一層の周知を図り、林業担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (5)松くい虫やナラ枯れ、鳥獣被害対策について                      近年被害の範囲が拡大している松くい虫やナラ枯れ、鳥獣被害対策については、関係部局、国、県、市町村が一体となって取り組むよう以下の点について要望します。                      ①松くい虫対策やナラ枯れについての予算の確保と被害木の早期発見に尽力するとともに、国に働きかけること。</p>	<p>県では、松くい虫被害の未被害地域への拡大を阻止するため、「松くい虫被害防除監視帯」を設置し、航空写真の撮影及び松くい虫被害防除監視員等による巡視活動を通じ早期発見・早期駆除に努めています。                      また、ナラ枯れについては、9月を県内一斉調査期間に定め、地上調査及びヘリコプターによる航空調査を実施し、被害の早期発見に努めています。                      アカマツ林やナラ林は、木材資源としてのみならず、林地保全・水源かん養・景観の面からも貴重な資源であることから、引き続き、事業予算の確保について国に要望していきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分</p> <p>(5)松くい虫やナラ枯れ、鳥獣被害対策について 近年被害の範囲が拡大している松くい虫やナラ枯れ、鳥獣被害対策については、関係部局、国、県、市町村が一体となって取り組むよう以下の点について要望します。</p> <p>②オール岩手として組織的、計画的、抜本的なニホンジカ対策を早急に講じること。特に、屠畜したシカの処理について、具体的な残渣処理施設の整備等について検討すること。</p>	<p>県では、平成24年度末の県内のニホンジカの生息頭数を平成35年度までに半減させることを目標として、狩猟による捕獲を促進するとともに、有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組むなど、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>また、ニホンジカによる農林業被害を防止するため、農地等での防護網や電気柵の整備を支援しており、引き続き、捕獲と合わせて防除対策にも取り組んでいきます。</p> <p>今後も捕獲や防除対策に取り組みながら、狩猟の担い手の確保、地域ぐるみの捕獲体制整備の誘導・支援等についても継続して取り組んでいきます。</p> <p>有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲したニホンジカの死体個体の処理については、捕獲現場等での埋却処理や一般廃棄物処理施設等での焼却とされています。</p> <p>市町村が捕獲した死体個体の専用焼却施設等を設置する場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫)の活用が可能となっていますので、地域において施設を設置する構想がある場合は、その取組を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、平成24年度末の県内のニホンジカの生息頭数を平成35年度までに半減させることを目標として、緊急捕獲活動支援事業や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲に取り組むなど、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>また、シカやイノシシなどによる農林業被害を防止するため、捕獲と併せて農地での防護網や電気柵等の整備などの防除対策にも取り組んでいます。</p> <p>捕獲したニホンジカの個体の処理については、市町村が一般廃棄物として処理することとなり、捕獲個体の処理のために焼却施設や減容化施設等を設置する場合には、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能となっていますので、県ではその取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (6)復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について                      ①今後の社会資本の整備については復興後のあるべき姿を念頭に、計画的に進めることができる財源の確保を要望します。また近年頻発するゲリラ豪雨、台風被害に対応するため激甚災害指定の要件の緩和や小規模被害対策などを強く求めるとともに、社会資本の老朽化対策、河道掘削や森林の保全を含めた防災対策を講じることも併せて要望します。</p>	<p>平成28年8月の台風第10号災害については、「8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害(本激)」に指定され、公共土木施設や農地等の災害復旧に係る補助の特別措置が講じられているところです。                      また、宮古市、久慈市及び岩泉町においては「局激」に指定され、中小企業信用保険法による災害関係補償の特例措置が講じられており、国においては災害の発生状況に応じた早期の激甚災害指定に取り組んでいると考えています。                      今後とも、県内に大規模な災害が発生した場合には、早期の被害集約に努め、速やかな激甚災害指定等の実施について、国に対して必要な要望を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
	<p>山地災害が発生した場合の早期復旧を進めるため、治山施設の整備により山腹や溪流の荒廃地を安定させるとともに、保安林整備により植栽、間伐等を行い、災害に強い森林を維持・造成し、土砂崩壊防止等森林の多面的機能の発揮に努めていきます。</p>	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、平成29年6月14日に行った「平成30年度政府予算提言・要望」等により、継続的に国へ提言・要望を行っており、今後も、地方の社会資本整備を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。                      頻発する災害への備えとしては、河道掘削や河川の改修等に早急に取り組むとともに、防災・減災対策に資する取組への財政措置を国に働き掛けていきます。                      県管理河川の河道掘削については、平成29年12月の洪水減災対策協議会において策定した取組方針に基づき、河川巡視等により河川の状況把握をし、緊急を要する箇所から計画的に実施し、引き続き適切な維持管理に努めていきます。                      社会資本の老朽化対策については、予算の確保について継続的に国へ働きかけていくとともに、各施設の個別施設計画を策定し限られた予算で効率的・計画的な維持管理に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室・河川課・砂防災害課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
	<p>平成28年度以降の復旧・復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費として見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。</p> <p>この政府方針に基づき、復興に必要な予算が確実に措置されるよう、平成28年度に引き続き、平成29年度も、昨年6月に県として要望を行ったところです。</p> <p>今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、必要となる財源の確実な措置を求めています。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分</p> <p>(6)復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について</p> <p>②災害復旧事業の早期実施のため、被災自治体に対する災害査定申請積算などへの応援体制を整備すること。具体的には迅速で機動的な対応ができる専門職派遣チームを県として編成すること。併せて国においても同様の支援チームが設置できるように働きかけること。</p>	<p>市町村の公共土木施設については、他自治体からの職員派遣と、公益財団法人岩手県土木技術振興協会による災害査定などへの業務支援により対応しているところです。</p> <p>被災自治体への応援として専門職派遣チームの整備は、県においても被災規模の大きい公所へ、他公所からの支援により対応しているところであり、予めの支援チームの整備は難しい状況です。県による支援については、その都度、状況に応じて対応していきます。(C)</p> <p>国においては、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)により被災状況調査や早期復旧に対する技術的支援を実施しており、県では、平成29年度、市町村の一連の災害復旧業務のアウトソーシングにかかる費用の財政措置について、国に提言したところであり、引き続き、地元負担の軽減を図るよう国に働きかけていきます。(A)</p>	県土整備部	砂防災課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 通常分                      (6)復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について                      ③地域の実情に応じて柔軟な活用が可能な社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金に係る事業の推進ならびに財特法の補助率嵩上げ措置継続の予算確保を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、平成29年6月14日に行った「平成30年度政府予算提言・要望」等により、継続的に国へ提言・要望を行っています。                      平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度政府予算案では、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」について、概ね平成29年度と同額程度の予算が確保されたところです。                      また、県では、平成29年6月14日に行った平成30年度政府予算提言・要望において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も嵩上げ措置を継続するとともに、地方創生推進のために必要な道路整備については、補助率等を拡充するよう国に要望してきたところですが、平成30年2月に道路の改築に対する国費率の嵩上げ措置を平成39年度末まで延長する改正案が閣議決定されました。                      今後も、地方の社会資本整備を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室・道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>2 通常分                      (6)復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について                      ④防災・安全交付金を河道掘削や立木処理などにも活用できるよう要件の緩和について国に働きかけること。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去については、計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害等、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。                      このことから、県では、現在、県単独費で実施している河道の堆積土砂撤去など、大規模災害に対する防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置を拡充するよう国に対し要望しているところであり、今後も継続して働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 通常分 (7)教育環境の整備について 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないように、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望します。 ①今後の高等学校の在り方については地域の実情も十分に考慮した配置、改編、地場産業とマッチした学科の開設等が出来るよう特段の配慮を行うこと。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校を出来る限り存続させることを基本的な考え方とし、地域の実情に配慮した計画としています。 今後においても、地域と高校の連携や地域産業の振興方向等も踏まえた学科のあり方等について、地域や学校関係者等と丁寧に意見交換を行い、再編計画の推進に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分 (7)教育環境の整備について 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないように、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望します。 ②特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う特別支援教育支援員及び教育相談員の配置並びに障害の多重化、多様化に対応するための更なる態勢の整備等、特別支援教育充実のための財政支援を講ずること。</p>	<p>現在、障がいの重度化、多様化に対応するため、学校種や職種に応じた各種研修会や研修講座を県教育委員会や県総合教育センター、教育事務所、市町村教育委員会で実施し、専門性の向上に努めています。また、幼稚園・保育所・こども園及び小・中学校、義務教育学校の特別支援学級に対しては、特別支援学校による継続的な訪問支援等を行い、具体的な支援方法や内容の改善・充実を図っています。今後も教職員の特別支援教育への理解や専門性の向上を図るよう研修や事業を推進していきます。 また、市町村が配置している教育相談員については、国の地方交付税措置等は行われていないところですが、県では、教育相談員及び在学青少年指導員を各教育事務所に配置し、管内全小中学校を計画的に訪問しながら、学校経営に関する校長への指導・助言等を行っており、今後もこの取組を継続していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課、教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分 (7)教育環境の整備について 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないように、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望します。 ③近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加に対応するため小中学校へのスクールソーシャルワーカーの常勤派遣を行うこと。</p>	<p>教育相談体制の充実を図る上で、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの果たす役割は非常に重要であると認識しています。 平成29年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に19人配置し、平成30年度も同様の予算規模で配置予定です。今後においても引き続きスクールソーシャルワーカー配置に要する経費への財政措置を国に要望し、教育相談体制の充実に努めるとともに、人材の確保を図っていきます。 現在、文部科学省において、スクールソーシャルワーカーの常勤化を含む配置拡充の必要性が検討されているものであり、今後ともその動向を注視しながら、スクールソーシャルワーカーの常勤派遣等について検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 通常分 (7)教育環境の整備について 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないように、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望します。 ④公立学校におけるトイレの洋式化改修について、十分な補助金予算額の確保に加え現行の補助制度の拡充を図るなど、国に対しても必要な財源措置を働きかけること。</p>	<p>トイレの洋式化への助成を含む平成30年度の国の公立学校施設整備事業に関する当初予算額(案)は、平成29年度補正予算額を加えても全国の地方公共団体が計画している事業規模に必要なとされる額を大きく下回り、計画的な整備に著しい支障が生じる見込みであることから、各地方公共団体が計画している全ての事業が計画通り円滑かつ確実に実施できる十分な予算額を確保するよう、全国の都道府県とも連携し、国に対して強く要望を行っていきます。 なお、国の平成29年度補正予算により平成30年2月20日付けで、9市町27事業100,359千円が、学校施設環境改善交付金で採択されました。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分 (7)教育環境の整備について 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないように、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望します。 ⑤中学校卒業者の減少などにより小規模化が進むことで、専門知識を有する教員の確保が困難となることが予測される中、遠隔授業に止まらず履修教科の本格導入へICT教育加速化を図り、国に対しても必要な財源措置を働きかけること。</p>	<p>遠隔授業については、2年間にわたる試行により、小規模校における教育の質を確保する上で有効な一方策であると確認していますが、一方で遠隔授業システムを操作する教育の技術向上や同時双方向を活かした対話的な授業の充実などの課題もみられており、引き続き、これまで培ったノウハウを活用しながら、計画的に教育課程内での授業や課外授業などでの活用を進め、実用化に向けた取組を推進していきます。 また、各学校においては、教科「情報」の授業や探究活動など、様々な教育活動においてICTを活用しており、今後も国の動向を注視しながらICT教育の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 通常分 (8)再生可能エネルギー利活用などへの支援について 再生可能エネルギーの利活用などに向けた設備形成 をすること。風力、波力など多様な再生可能エネルギー 導入、検討に対する予算措置を国に働きかけるととも に、県として現状を検証し将来を見越したエネルギーの 地産地消に取り組むよう要望します。</p>	<p>洋上風力や波力などの海洋再生可能エネルギーについては、これまで、国 の予算を活用しながら、調査事業や、研究開発事業に取り組んできたところで す。 今後も海洋再生可能エネルギーの推進に必要な予算措置を国に働きかけ ていくとともに、海洋再生可能エネルギーの実用化に向けた取組を進めていき ます。</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠で あることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望 を継続していきます。 なお、国においては電力システム改革の一環として、平成27年4月に全国規 模での電力系統の運用調整を行う広域的運営推進機関を設立し、送変電設 備の増強が必要な地域における複数事業者の共同での設備増強により費用 負担の軽減が図られるよう、調整機能を果たすこととなり取り組んでいるところ です。 また、エネルギーの地産地消に当たっては、引き続き、自立・分散型エネ ルギー供給システムの導入計画策定や設計等を進める市町村等を支援する補 助事業の他、水素エネルギーの利活用について、勉強会等を通じて知見の積 み上げや実証の可能性の検討を進めているところであり、今後においても、利 活用にかかる可能性調査などを行いながら、取組を進めていきます。</p>	<p>政策地 域部</p> <p>環境生 活部</p>	<p>科学ILC 推進室</p> <p>環境生 活企画 室</p>	<p>B 実現 に努力 している もの</p> <p>B 実現 に努力 している もの</p>
<p>2 通常分 (9)産業政策の立案並びに技術者養成機関の強化に ついて ①国が主導し、労使の代表及び金融機関並びに研究 機関など『産学官金労』による雇用政策と一体となった 産業政策を検討立案する場を設置すること。さらに各地 域においても同様の場を設けること。現在、岩手県内 において技術者養成など実施している事業が安定した運 営として維持できるよう支援を強化することを要望しま す。</p>	<p>岩手県商工観光審議会(事務局:商工企画室)、職業能力開発審議会(事務 局:雇用対策・労働室)等を設置しており、様々な分野の方々から幅広く御意 見を伺いながら、施策の推進を図っているところです。</p>	<p>商工労 働観光 部</p>	<p>商工企 画室</p>	<p>A 提言 の趣旨 に沿っ て措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 通常分 (9)産業政策の立案並びに技術者養成機関の強化について ②岩手県立大学周辺の産業集積に必要な施策を強化に進めること。</p>	<p>産業集積については、県、滝沢市及び岩手県立大学の三者で策定した「滝沢市IPUイノベーションパーク運営計画」に基づき、企業立地区画などへの立地を促進し、更なる「集積形成」を図るなど、IT関連企業の集積に向けた取組みを進めているところです。 企業立地促進奨励事業費補助金は、製造業のほか、ソフトウェア業についても対象業種としているところで、IT関連産業は、今後一層の成長が見込まれる分野であることから、具体的な企業ニーズなどを把握しながら、効果的な支援策について検討していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分 (9)産業政策の立案並びに技術者養成機関の強化について ③北上コンピュータ・アカデミーの今後の運営について必要な財政措置を講じるとともに、国に働きかけること。</p>	<p>北上コンピュータ・アカデミーは、開校以来、多くの人材を輩出し、地域の情報化と経済の発展に寄与しており、継続して運用できるよう財源の確保を図ることが重要と考えています。 そのため、平成29年度も、北上市と連携して国に働きかけ、コンピュータのリース料について、国の職業能力開発校設備整備費等補助金(旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)により支援措置が継続されたところです。また、平成29年6月2日には、北上市と連携し、厚生労働省に対し、「平成30年度以降の職業能力開発校設備整備費等補助金(旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)による支援(国による全額支援)の継続」について要望しました。 これに対し、平成30年度政府予算案において、平成29年度を上回る予算が盛り込まれ、閣議決定されたところです。今後も、北上市と緊密な連携の下、引き続き、「国の全額負担による財政支援の継続」について取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (9)産業政策の立案並びに技術者養成機関の強化について                      ④人手不足対策が一体となった企業誘致の取組とすること。</p>	<p>県では、企業による高校、大学等への訪問に同行するなど、誘致企業による人材確保の取組に対し積極的に協力しているところです。                      また、県北地域においては、平成29年度に創設した県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用し、中小企業による設備投資を支援することにより、生産性向上や就業環境向上を促し、若者等の地元定着に結び付けていきます。                      企業誘致に当たっては、人材確保が必須となることから、県としても学校など関係機関と緊密な連携を図りながら、引き続き、人材確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分                      (10)国際リニアコライダー誘致について                      東北、岩手全体の発展に寄与するILCの実現に向けて、国や関係機関などに強く働きかけるとともに、岩手県全域がILCの恩恵を享受できるよう、情報収集、提供などに努めるよう要望します。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。                      そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところであり、国に対しては、ILCの国内誘致の政府判断までのプロセス等について具体的に明示するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、ILCの国内誘致の方針を早期に決定するよう要望しているところです。また、県南地域のほか、県北や沿岸などの地域においても講演会等を開催するなど、ILCに対する県民の理解増進に努めています。                      引き続き、ILCの実現に向けて、国への働きかけを行うとともに、東北ILC準備室の今後の活動を通じ、積極的に情報収集を行い、国内外への情報発信に努めていきます。</p>	政策地域部	科学ILC推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (11)ラグビーワールドカップ2019™や2020東京オリンピック・パラリンピック等の世界的スポーツ大会の開催の支援について                      開催1年前をむかえることを意識してラグビーワールドカップ2019岩手県・釜石大会を成功に導くため、気運の醸成に努めること。被災地で行われる意義や状況に鑑み、開催自治体の負担金や会場整備等に伴う負担軽減を図るため、関係団体と交渉を行うとともに、十分な財政支援措置を講ずることを国に対し強く働き掛けることを要望します。また、県としてラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツツーリズムの振興、キャンプ地の誘致活動に市町村と連携して取り組むことを要望します。</p>	<p>ラグビーワールドカップ2019™釜石開催の成功に向けて、平成29年4月に県内の全市町村を含む官民関係146団体で「ラグビーワールドカップ2019™釜石開催実行委員会」を設立し、オール岩手の取組を進めているところです。                      スタジアムの整備等の釜石開催に向けた財政負担の軽減については、県と釜石市が一体となり国等へ要望を行ってきたところであり、引き続き、被災地、被災県の負担が過大なものとならないよう、釜石市と連携し取り組んでいきます。                      また、県では平成29年10月に設立した「いわてスポーツコミッション」において、県内のスポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ合宿等の誘致等、市町村と連携した交流人口の拡大による地域活性化につなげる取組を行っていきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分                      (12)北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組について                      北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産の一つである御所野遺跡の世界遺産文化登録に向けた取組や県内世界文化遺産と連携した観光振興に向け特段の支援を行うよう以下の点を要望します。                      ①北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録が早期に実現するよう4道県の連携強化、県民の理解促進に取り組むこと。</p>	<p>従来実施してきた関係自治体で構成する「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」による普及啓発活動に加え、今年度、県単独事業により「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」の2つの世界遺産とともに「縄文遺跡群」についても、世界遺産登録に向けて県民の気運醸成を図るため、県内4広域圏ごとに縄文遺跡群を中心とした世界遺産関連の巡回展等を実施したところであり、今後も普及啓発に取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 通常分                      (12)北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組について                      北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産の一つである御所野遺跡の世界遺産文化登録に向けた取組や県内世界文化遺産と連携した観光振興に向け特段の支援を行うよう以下の点を要望します。                      ②御所野縄文公園の環境整備と教育旅行誘致への積極的な取組を行うこと。</p>	<p>御所野縄文公園は、県北地域における重要な観光資源であると認識しており、県観光協会と連携して、修学旅行誘致説明会の開催や、旅行会社及び学校への訪問など、教育旅行の誘致に取り組むとともに、各種観光キャンペーンガイドブックやホームページ等、様々な機会を活用し、情報発信や誘客促進に取り組んでいます。                      今後とも、県観光協会や、市町村、地元関係団体等と連携して取組を継続し、教育旅行の誘致に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>2 通常分                      (12)北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組について                      北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産の一つである御所野遺跡の世界遺産文化登録に向けた取組や県内世界文化遺産と連携した観光振興に向け特段の支援を行うよう以下の点を要望します。                      ③関係自治体に取り組む世界農業遺産登録に向けた支援。</p>	<p>県では、御所野遺跡の国庫補助事業の対象となる発掘調査、整備事業等について、平成22年度から県費の嵩上げ補助を実施し、世界遺産登録に向け整備を行っているところです。なお、御所野縄文公園の周辺整備については、登録後の環境変化等を踏まえつつ、その要否について一戸町と情報を共有しながら検討していきます。</p>	<p>文化スポーツ部</p>	<p>文化スポーツ企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>2 通常分                      (12)北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組について                      北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産の一つである御所野遺跡の世界遺産文化登録に向けた取組や県内世界文化遺産と連携した観光振興に向け特段の支援を行うよう以下の点を要望します。                      ③関係自治体に取り組む世界農業遺産登録に向けた支援。</p>	<p>東稲山麓地域における世界農業遺産及び日本農業遺産の認定に向けては、地元住民の機運醸成や関係機関・団体相互の緊密な連携が重要であると認識しています。                      そのため、県では、一関市、奥州市、平泉町や地元の住民組織、関係団体等とともに「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」を設立し、住民説明会やシンポジウム等の開催、既認定地域や地域活性化事例の情報収集、地元有識者等との意見交換など、本取組に対する理解促進や機運醸成、更には地域の活性化や申請に向けた準備などに取り組んできました。                      県としては、引き続き、平成30年に予定している認定申請に向け、国や今後認定を目指す他地域の動向等の情報収集に努めるとともに、申請書、推進計画等の作成や地元住民の更なる機運醸成、都市農村交流や6次産業化の促進による地域活性化など、地元住民や3市町と緊密に連携を図りながら、積極的に支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 通常分                      (12)北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組について                      北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産の一つである御所野遺跡の世界遺産文化登録に向けた取組や県内世界文化遺産と連携した観光振興に向け特段の支援を行うよう以下の点を要望します。                      ④世界文化遺産の保存、研究に資する国立博物館の誘致。</p>	<p>関係自治体の意向も踏まえ、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部とも連携を図りながら、検討を進めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>生涯学習文化財課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>